

Local Area News

異物対策・管理に ついて学ぶ

群馬県蒟蒻原料商工業(協)

2月5日、高崎市・ホテルメトロポリタン高崎において、「粉状製品の異物対策・管理と防虫・防鼠対策について」をテーマに講習会を開催した。講師は、一般財団法人食品産業センター・技術環境部長の富松 徹氏。

富松氏は、まず異物による苦情や回収の現状について説明。その後、次のとおり異物混入防止の5つの原則について解説した。

- ①原材料に混入した異物・付着した異物対策を行う

異物対策がなされたサプライヤーから原材料を調達するとともに、納入時や選別時の管理が重要になる。

②異物を工場内に持ち込まない

異物混入の主な原因は、「作業者」、「原料・包材」、「空気の流れ」の3つ。これらを考慮しながら工場内のゾーニングを行う。

③異物を発生させない

防虫対策として、工場周辺に水たまり等の昆虫が好む環境を作らないことが重要。

④製品に混入させない、持ち込んだ異物源は管理する

異物混入の恐れがある場所については力バーをしておく。また、持ち込んだ異物源は定置管理・員数管理し「見える化」する。

⑤製品に混入した異物を取り除く



講師の富松氏

労務管理から 企業経営を考える

高崎問屋街青年経営者研究会

2月12日、高崎市・ビエント高崎において、社会保険労務士法人大谷労務・代表で特定社会保険労務士の大谷祐三氏を講師に迎え、「働き方改革について」をテーマに講習会を行った。

本研究会は、高崎卸商社街(協)に所属する青年経営者にて組織されている。

群馬県認定の働き方改革アドバイザーでもある大谷氏は、働き方改革を「パワーハラスメント対策」と「同一労働同一賃金」という2つのポイントに分けて説明。

社内のパワーハラを把握していなかった場合、安全配慮義務違反として損害賠償請求をされるケースがある。パワーハラは実際にパワーハラを行った従業員個人の責任だけでなく、企業としての管理監督責任が問われるため、常にパワーハラと指導の違いを理解しておくことが重要になると説明。

同一労働同一賃金については、『正規社員と非正規社員の不合理

な待遇差を解消するための措置』であると説明。企業における具体的な取組みとして、職務内容等の理由で待遇差を設ける場合、その待遇差を客観的かつ合理的に説明できるよう準備しておくことが求められると強調した。



講師の話に真剣に耳を傾ける参加者

最後に、大谷氏は「人手不足が深刻化する今日では、労務管理が企業経営に大きく影響してくる。取組み次第では、従業員の労働意欲の向上や人材確保・定着に結び付けることもできるので、企業経営にプラスとなるような労務管理を行ってほしい」と締めくくった。

LAW

環境経営の 実践に向けて

エコアクション21地域事務局

2月21日、前橋市・一般財団法人群馬県中小企業会館において、フットーアツプセミナーを開催した。

本セミナーは、エコアクション21認証・登録事業者の更なる環境経営の促進を目的に開催しているもの。

今回のセミナーは、「省エネを起点とする経営力強化」と題し、中小企業診断士の関誠氏を講師に迎えて行った。

関氏は冒頭で、再生可能エネルギーや省エネ自動車といった環境

ビジネスが好調で、今後も発展が続くと考えられている点に触れ、以下のポイントを強調した。

●環境配慮経営をCSR（企業の社会的責任）の一環と捉える企業も多く、さらに重要なビジネス戦略として環境配慮経営に取組む企業も増えてきている。

●環境経営に取組んだ効果として最も多いのが『従業員の環境への意識の向上』であるが、これらの企業における離職率が低い傾向にあることも注目すべき点である。

●環境経営の実現に向けては人材の確保が前提となる。約250万人もの労働力が不足していると言われている中で、これを補うにあたっては『IT化の促進』と『外国人の活用』が力ギとなる。

知的財産権の

ポイントを学ぶ

群馬県屋外広告美術業(協)

3月24日、前橋市・一般財団法人群馬県中小企業会館において、「発明・特許・意匠・商標のポイント」をテーマに講習会を開催した。

講師は、特許庁普及支援課・知的財産専門官の渡辺航平氏。

はじめに、渡辺氏は、知的財産権は『知的財産を法律で保護することの総称』のことで、知的財産には様々な権利が存在し、それらが各法律で守られていると説明。

続いて、広告業における知的財産権のポイントについてそれぞれ説明。以下の5つの知的財産権が自社の広告物を保護することになると同時に、広告物を作成する際には、他者の知的財産権を侵害していないか確認する義務を負うことを忘れてはいけないと指摘。

①特許権・実用新案権

広告の新しい技術的なアイデア

②商標権

広告に使用される文字やロゴ

③意匠権

広告物の新たなデザイン



講師の渡辺氏

④著作権

広告に使用される写真や文章

⑤不正競争防止法

他者のブランド名を使用した
り、信用を害する行為

また、他者の知的財産権を侵害していないか調べる方法として、Trademark（特許情報プラットフォーム）を活用する方法を挙げ、「申請内容が他者と重複していないかを確認できるだけでなく、新たな研究開発のヒントを探す上でも非常に役立つツールである」と紹介した。



コロナウイルス対策として間隔を空けて開催